

平成30年7月25日

お客様各位

会津信用金庫

定款の一部変更に関するお知らせ

当金庫は、平成30年6月22日開催の第68期通常総代会の議決を得て、下記の通り定款の一部を変更することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の内容

変更内容は以下の通りであります。

| 変更後 | 変更前 |
|---|--|
| <p>(公告方法)</p> <p>第6条 この金庫の公告（信用金庫法又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものは除く。）は、この金庫の事務所の店頭に掲示する方法により行い、かつ、<u>電子公告により行う。</u><u>ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、福島市において発行する福島民報新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。</u></p> | <p>(公告方法)</p> <p>第6条 この金庫の公告（信用金庫法又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものは除く。）は、この金庫の事務所の店頭に掲示する方法により行い、かつ、福島市において発行する福島民報新聞に掲載する方法により行う。</p> |

2. 定款変更の理由

平成30年1月から施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金法」という。)により、信用金庫は、平成30年1月以後、最終異動日等から9年を経過した預金等がある場合には、最終異動日から10年6ヶ月を経過する日までに、電子公告を行う必要があるため、定款第6条(公告方法)へ電子公告を追加し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものです。

3. 定款変更日

平成30年7月18日

以 上

【お問合せ先】

会津信用金庫

本部 事務部 (電話：0242-25-3161)